

「経営改善計画策定」に係る費用補助について

中小企業・小規模事業者が、認定支援機関の支援を受けて経営改善計画の策定を行った場合に、国がその費用総額の2/3（上限200万円）を補助する制度があります。

当協会でも、この制度を利用した場合に、事業者が負担した1/3（上限100万円）の費用について、50万円を限度として補助を行っていますので、ぜひご活用ください。

【補助の概要】

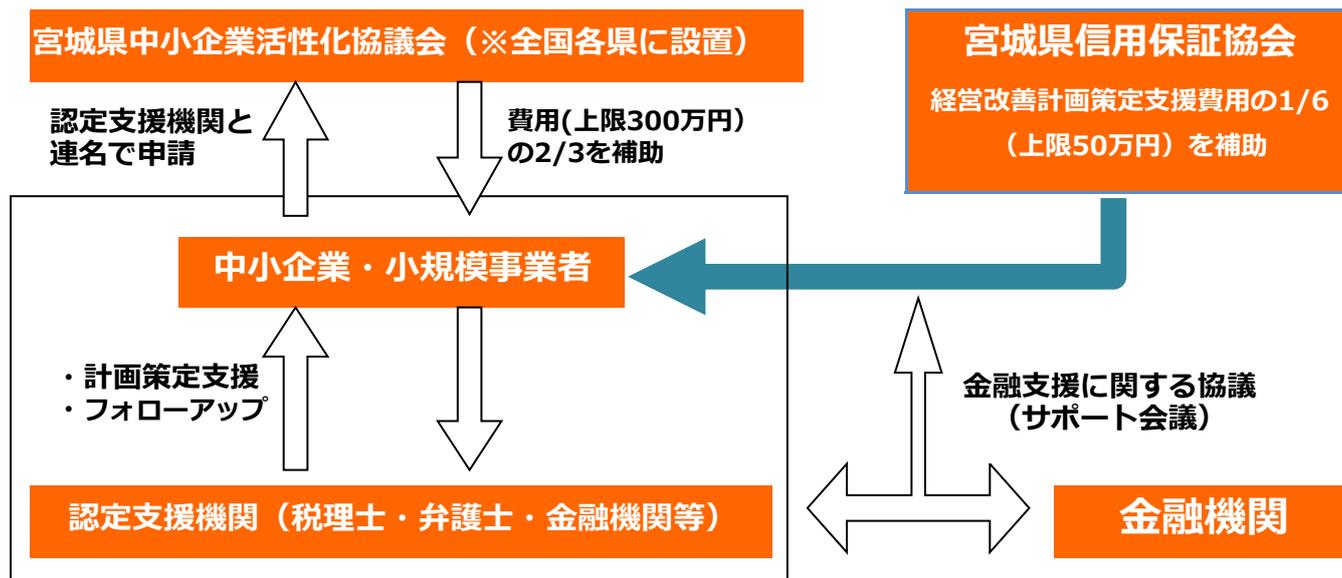
経営改善計画策定支援費用（伴走支援費用及び金融機関交渉費用を除く）のうち1/6（**上限50万円**）を補助します（千円未満切捨て）。

【対象者】

次の全ての要件を満たす事業者

- ① 経営改善に積極的に取り組む意欲があり、当協会が費用補助を適当であると認めた方
- ② 利用申請時点で、当協会の保証利用がある方
- ③ 原則として金融機関との合意形成に向けて「サポート会議」を活用する方

認定支援機関による経営改善計画策定支援事業



※注：国の補助が続く限り、当協会の補助も継続します。

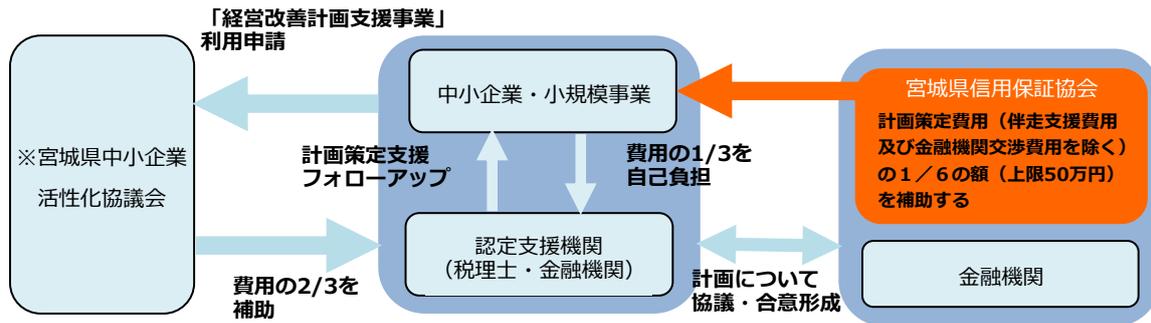
【お問い合わせ先】

〒980-0014 仙台市青葉区本町二丁目16番12号 仙台商工会議所会館6階

宮城県信用保証協会 経営支援部経営支援課

TEL 022-225-5230 FAX 022-216-0546

【概要図】



【補助申請の流れ】

補助利用申請

申請者は、国の「経営改善計画策定支援事業」の利用申請した後、当協会に本事業の利用申請を行ってください。

【提出書類】

- ・ [「経営改善計画策定費用補助」事業利用申請書（様式：経1）](#)
- ・ [個人情報提供に関する同意書（様式：経2）](#)
- ・ 利用申請書（写）
- ・ 申請者の概要（写）
- ・ 業務別見積明細書

補助利用申請受付

当協会は、[「経営改善策定支援費用補助」申請受理通知書（様式：経4）](#)を申請者へ交付します。

経営改善計画策定

申請者は、認定支援機関の支援を受けて経営改善計画を策定し、計画についての合意形成（金融機関の同意）を行ってください。

なお、合意形成にあたっては、当協会が事務局を務める「サポート会議」をご活用いただくことが条件となっております。

補助支払申請

申請者は、国の「経営改善計画策定支援事業」の支払手続完了後、当協会に本事業の補助支払申請を行ってください。

【提出書類】

- ・ [「経営改善計画策定費用補助」交付申請書（様式：経5）](#)
- ・ 費用支払申請書（写）
- ・ 業務別請求明細書（写）
- ・ 申請者による費用負担額の支払いを示す領収書（写）
- ・ 費用負担額の支払いがあったことを証する書面（写）

補助支払い

当協会は、補助支払申請書の内容を確認し、補助が適切と判断した場合、補助金を申請者が指定する口座へ振り込みます。